

札幌市地域福祉社会計画審議会規則を次のように制定する。

平成30年12月19日

札幌市長 秋元克広

札幌市規則第50号

札幌市地域福祉社会計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、札幌市地域福祉社会計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第4条第3項の執行機関等が適当と認める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 地域福祉活動関係者
- (2) 公募に応じた市民
- (3) その他市長が適当と認める者

2 前項第2号に掲げる者の中から委嘱する委員の公募方法、選考基準その他委嘱に必要な事項は、市長が別に定める。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 条例第6条第1項の規定により設置する部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

- 2 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 部会長及び副部会長共に事故があるとき、又は欠けたときは、当該部会の委員の

うちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

- 6 第4条及び前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、第4条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初の審議会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。